

宝塚市制 70 周年記念ロゴマークの使用に関する留意事項

①ロゴマークの使用については申請、承認が必要です。

②使用できるロゴマーク及び使用期間は以下のとおりです。

※宝塚歌劇の事業年度が暦年であるため、「宝塚歌劇 110 周年」の表記が入ったロゴマークは、令和 6 年(2024 年)12 月 31 日までの使用となりますのでご注意ください。



宝塚歌劇 110 周年
宝塚市制 70 周年
手塚治虫記念館 30 周年



宝塚歌劇 110 周年
宝塚市制 70 周年
手塚治虫記念館 30 周年



宝塚市制 70 周年
手塚治虫記念館 30 周年



宝塚市制 70 周年
手塚治虫記念館 30 周年

令和 6 年(2024 年)12 月 31 日まで

令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで

③ロゴマークの使用は、事業実施期間中に限ります。

④使用に当たっては以下の点に留意してください。

- ・市の品位又はイメージを傷つけ、正しい理解の妨げになる使用はしないでください。
- ・法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのある使用はしないでください。
- ・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある使用はしないでください。
- ・ロゴマークを使用してノベルティグッズ(ステッカー・クリアファイル・うちわ等)の製作はできません。(ポスター・チラシ・看板・垂れ幕などの広告宣伝物は可)
- ・定められた色以外の使用及びロゴマークの一部変形、透過等の加工はしないでください。
- ・原則として、大きさは直径 30mm 以上とし、縦・横の比率を変えずに使用してください。
大きさの直径が 30mm 未満となる場合は、当該ロゴマーク付近に視認できる大きさで「©Tezuka Productions」の表記を行ってください。

⑤広告宣伝物のデザイン、レイアウト案を作成のうえ、市の事前確認を受けてください。

※確認に 1~2 週間程度お時間を頂戴することがありますので、余裕を持ってお早めにご提出ください。

⑥使用後は、使用報告書及び成果物をデータにて提出してください。